

久喜市ふるさと納税寄附金取扱要綱の一部を改正する告示

久喜市ふるさと納税寄附金取扱要綱（平成２２年久喜市告示第１９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「送付する」を「贈呈する」に改める。

様式第１号を次のように改める。

(表)

様式第1号(第2条関係)

ふるさと納税寄附金申出書

年 月 日

久喜市長 あて

私は下記のとおり寄附を申し出ます。

住所	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号	※日中に連絡のつく番号ご記入ください。
Eメール	

【1】寄附金額

	円
--	---

【2】希望する払込方法(いずれかに○印を付してください。)

①納付書	後日、納付書を郵送します。手数料はかかりません。 ※市指定金融機関・収納代理金融機関に限ります。
②現金書留	(送付先)〒346-8501 久喜市下早見 85-3 久喜市役所 シティセールス課
③自治体窓口	下記のうち、いずれかの窓口まで現金を持参してください。 〒346-0022 久喜市下早見85-1 シティセールス課(公文書館内) 〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 菖蒲行政センター 〒349-1192 久喜市間鎌251-1 栗橋行政センター 〒340-0295 久喜市鷺宮 6-1-1 鷺宮行政センター

【3】希望する寄附金の使いみち(いずれかに○印を付してください。未記入の場合は、⑥とさせていただきます。)

① 福祉事業のために	② 環境事業のために	③ 教育事業のために
④ 観光事業のために	⑤ まちづくり事業のために	⑥ 特に使途の指定はしない
⑦ 総合運動公園の施設整備のために(久喜市総合運動公園施設整備基金)		

(裏面に続く)

(裏)

【4】希望する返礼品

返礼品名	個数	送付先変更

□辞退する
辞退する場合は
チェックを入れて
ください。

※ 返礼品の贈呈は、久喜市外にお住まいの方に限らせていただきます。

※ 返礼品の送付先が表面に記載した住所と異なる場合は、送付先変更欄に○印を付し、【5】の送付先情報をご記入ください。

【5】送付先情報(住所と送付先が異なる場合のみ記入)

送付先	〒		
ふりがな		電話番号	
氏名			

【6】氏名、住所、寄附金額の公表について

(該当するものに○印を付してください。未記入の場合は、全て②とさせていただきます。)

氏名の公表				住所の公表				寄附金額の公表			
	① 可		② 不可		① 可		② 不可		① 可		② 不可

【7】ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望される場合は、右欄に○印を付してください。 後日、関係書類をお送りいたします。	
--	--

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度は、お住いの市町区村に対し、寄附の控除申請を寄附者に代わって寄附受入先の自治体が行う特例制度です。確定申告を行わない給与所得者で、寄附をする自治体(都道府県もしくは市町区村)が、5 団体以内の場合に対象となります。

【8】久喜市への応援メッセージがある方は、ご記入ください。(任意)

--

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。